

# 【自動車保管場所届出書】の記載例

※ 「軽自動車」を取得した場合の車庫の届出及び「登録自動車」・「軽自動車」の車庫のみを変更した場合に必要な書面です。

## 留意事項

- この書類は、二枚で一組（複写式）となっております。黒色ボールペン又は黒色スタンプで明瞭に記載してください。
- 軽自動車の保管場所届出は、自動車検査を受けた後（ナンバーを取得した後）速やかに行ってください。また、軽自動車、登録自動車の間わず、車庫だけを変更した場合（軽自動車は、届出義務適用地域に限る）は、十五日以内に届出ることが義務付けられています。

- 自動車検査書を確認して書いてください。
- 数字とローマ字をハッキリと区別して書いてください。次の間違いがしばしば見受けられますので、提出前に十分確認をお願いします。  
※ [ 0とO又はD、1とI、2とZ、7と9、8とB、9とP、VとU ] などに注意してください。

自動車保管場所届出書 (新規・変更)			自動車の区分	登録(特)
車名	型	式	車台番号	自動車の大きさ
ススキ	GF-HA12S		HA12S-12345	長さ 339センチメートル 幅 147センチメートル 高さ 145センチメートル
自動車の使用の本拠の位置 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号				
自動車の保管場所の位置 東京都千代田区霞ヶ関2丁目3番4号 かすみ駐車場 No.1 (変更前)				
※ 保管場所標章番号 973261049				
上記の事項について届出をします。				
平成 ○ 年 △ 月 □ 日				
〒 100-8929				
住所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号				
氏名 日本太郎				
電話番号 03(3581)0110				

### 自動車の大きさ欄

センチメートル単位で、右に詰めて書きま(り)単位~切り捨て)。

### 使用の本拠の位置欄

【個人の場合】  
実際に居住する場所の所在地を書きます。通常は、住民票の住所と同じです。  
《通常、勤務先は、個人の使用の本拠になりません。》  
【法人の場合】  
実際に営業を行う事業所の所在地を書きます(本社・支社等の所在地)。  
《通常、役員の自宅や社員寮等は、法人の使用の本拠になりません。》  
届出者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる時は、両者の正当な関係を明らかにする書面を求められます。

### 保管場所の位置欄

駐車場の所在地と車庫の特定番号を書きます。

### 保管場所標章番号

軽自動車の新規届出の場合で、次のすべてに該当する場合は、届出書に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより「所在図」のみ、記載(添付)を省略することができます。  
○ 自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。  
○ 使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない。  
○ 届出の時点で旧自動車を保有しているか又は届出日の前15日以内に保有していた。

### 届出者欄

届出者欄に記載する方は、警察署窓口書類を提出する方ではなく、自動車の使用者となる方の住所・氏名です。  
【個人の場合】  
住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を書きます。  
※ 届出者は署名することにより、押印を省略することができます。  
【法人の場合】  
登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を書き、法人の代表者名を併記のうえ押印します。  
※ 法人の場合は、押印を省略することはできません。  
印鑑は、法人として通常使用する印鑑を押印してください。

使用権限	自己・ <input checked="" type="radio"/> 他人・共有	連絡先	氏名 日本二郎	電話 03(3581)△555	新規代替	車両番号	前車 品川50○1234	現車 品川50△5678
------	--	-----	---------	-----------------	------	------	--------------	--------------

### 使用権限欄

届出する車庫の「所有者」に○印を付けます。  
・ 届出者所有～自己に○印を付け、「自認書」を添付します。  
・ 他人所有～他人に○印を付け、下記書面のうちいずれか「一通」を添付します。  
① 保管場所契約書の写し  
② 駐車場料金領収書(契約書がない時)等  
③ 保管場所使用承諾証明書  
・ 共有地～共有に○印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付します。

### 連絡先欄

届出内容について、お尋ねできる方の連絡先(氏名・電話番号)を書いてください。

### 新規・代替欄

届出する車庫の状況について、新規・代替の何れかに○印を付けます。  
・ 新規～初めて使う車庫で、まだ届出を行っていない場合  
・ 代替～今まで使っていた車庫で、既に届出を行っている場合